

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は12名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第16回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、1番 久保 秀幸 委員、2番 樫八重 玲子 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第16回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3、諸報告であります。9月27日に遠矢公民館において、地域の農業者や関係機関等を対象に開催された『地域計画策定に向けた地域における話し合い』に〇〇委員をはじめとする3名の農業委員、推進委員を含む22名の関係者が参加し、話し合いが行われました。

次に、10月16日に市役所の第1会議室で開催された家族経営協定調印式に私が出席いたしました。

なお、今回は2組の家族経営体が家族経営協定を締結されたところであります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、諮問第12号 農業振興地域の農地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (奥 裕太)

諮問第12号は、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてです。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定に基づいて定められた農業振興地域整備計画を変更する場合、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を聴くことになっていますので、諮問いたします。

御審議いただきます案件は、農用地区域の除外が1件、用途変更1件の計2件になります。

本件につきましては、去る10月8日に農業委員会会長、第1分科会会長及び第2分科会会長による現地調査を実施していただきました。

それでは、内容について御説明いたします。

1ページの件別番号1の変更申請を御覧ください。

申請者は、「〇〇〇株式会社」で、申請地は「〇〇 〇〇」さんの所有地である多田〇〇番の1筆で、地目は畑です。

申請地の面積は2,142㎡であり、西側と南側を農用地に、北側と東側を農用地ではない山林・原野で囲まれています。

今回、阿久根市内の未利用資源を活用した完熟堆肥培養土の製造施設及び倉庫、また、その施設の視察・講習会等を行うために必要な野外イベント場を設置するため、除外申請がありました。

除外申出地は、周辺農地の利用について農作業の効率化や土地利用に支障を及ぼすおそれはなく、他に影響を及ぼす可能性は低く、除外についてはやむなしとの意見であります。

次に、23ページの件別番号2の変更申請を御覧ください。

申請者は「合同会社〇〇〇」で、申請地は「〇〇 〇〇」さんの所有地である脇本〇〇番の1筆で、地目は畑です。

申請者は、申請地付近でハウスを活用してイチゴの栽培を行う予定であり、現地は砂地である状況やイチゴの収穫時は痛めやすくなることから、今回、申請があった1筆を農業用倉庫兼灌水設備と駐車場として利用するものです。

なお、農業用倉庫兼灌水設備及びその土地に付随する駐車場については、「農業用施設用地」に該当することから、除外ではなく、農用地（畑）から農業用施設用地への用途区分の変更を行うものです。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政林務課の説明は、変更することに問題ないということであります。

諮問第 12 号のとおり、変更することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、諮問第 12 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 5、諮問第 13 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (高口 良輔)

諮問第 13 号農用地利用集積等促進計画(案)について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和 6 年 12 月 31 日貸付開始分の申請であり、11 月 8 日までに鹿児島県地域振興公社へ提出を予定しています。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地の筆数が 26 筆、面積 29,996 m²となっております。

農地の所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

資料の右端に記載している利用権設定等を受ける耕作者は 9 名であり、認定農業者が 7 名、地域の中心的な担い手が 2 名となっております。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、諮問第 13 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 6、報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会の報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会の報告について、御説明いたします。

鹿児島地方法務局出水出張所登記官より、別紙農地についての照会が 1 件ありました。

これは、登記地目が農地である土地に農地以外の地目への地目変更登記申請があったとき、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会があるものです。

照会があった場合は、2 週間以内に回答するようになっています。

それでは、整理番号 1 の案件について御説明します。

別紙資料を御覧ください。

本件は、令和 6 年 10 月 11 日付け鹿児島法日記第 160 号で、鹿児島地方法務局出水出張所登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。

対象地は、脇本〇〇番 外 5 筆、地目は田で、合計面積は 2,366 m²、変更後の地目は雑種地です。

現地確認につきましては、令和 6 年 10 月 17 日、〇〇推進委員と事務局で行いました。

対象地は、平成 4 年 9 月に農地法第 4 条で 4 筆、農地法第 5 条で 1 筆、合計 5 筆の申請がされており、転用目的は鶏糞発酵乾燥場、堆肥舎、車庫、汚水沈殿槽となっています。

平成 4 年 9 月 25 日の総会で許可相当で県に進達され、平成 5 年 2 月 22 日に許可されております。

転用申請されていない脇本〇〇番については、転用地から続くように、鶏糞発酵乾燥場が建築されています。

脇本〇〇番は、転用許可を要するものですが、転用後 20 年以上経過しており、土地を耕作の用に供するには多大な経費を要し、農地として利用する利益に乏しいことを確認し、農地以外の現況であったこと、原状回復命令を行わないことを 10 月 18 日に郵送で法務局に回答しています。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

本件については、鹿児島地方法務局出水出張所登記官に対し、農地に該当しない旨回答したことを報告いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (平瀬 修治)

それでは、議案第39号について御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

今回の農地法第3条の申請は、所有権移転が2件です。

整理番号1について、地図は別添資料2ページです。

申請地は、大川〇〇番の田で、面積は213㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人の要望により、農地を譲り受けるものです。

取得後は、水稻をされる計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、贈与による所有権移転です。

整理番号2について、地図は別添資料3ページです。

申請地は、大川〇〇番 外1筆の畑で、合計面積は190㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が市外居住者であり、農業ができないことから、農地を譲り受けるものです。

譲受人は、大川で飲食店を経営しており、取得後は、店舗で使用する季節の野菜を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

つきましては、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

10番 中野 和徳 委員

委員 (中野 和徳)

議案第 39 号に係る調査は、10 月 10 日に、9 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号 1 について、申請人は農作業歴が 30 年あり、農機具などは借りて耕作される計画であり、営農にも積極的に取り組むとのことでありました。

整理番号 2 について、申請地が自宅の隣接地であり、飲食店で使用する季節の野菜を栽培していくとのことでした。

農業経験はないとのことですが、現在も、飲食店近くで野菜作りをされており、適切な管理をしていくものと考えます。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8、議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第 40 号について、御説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 4 件です。

それでは、整理番号 1 の案件から御説明いたします。

総会資料は8ページ、地図は4ページ及び5ページを御覧ください。

本件は、太陽光発電施設への転用を目的とする地上権の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から東北東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請人は、京都府に本社がある「〇〇〇株式会社」です。

申請人は、鹿児島県内にある系列工場で使うための電力を発電するため、申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置するため本件を申請されました。

申請地は整地され、太陽光発電施設が設置されます。

申請地の雨水排水について、雨水は自然流下により流水されます。

続きまして、整理番号2の案件を御説明いたします。

地図は6ページ及び7ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする使用貸借権による設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から西北西約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

借人は、出水市に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

借人は、現在の住居が手狭になってきたことから、申請地を借り受け、一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の雨水排水ですが、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号3の案件を御説明いたします。

地図は8ページ及び9ページを御覧ください。

本件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から北西約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、住宅、事業用店舗または公共施設、公益的施設が50mの間隔でおおむね50戸以上連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。

申請譲受人は、本市、脇本に住所があります「宗教法人 〇〇〇」です。

申請譲受人は、寺への参拝客や門徒用の駐車場が少ないため、申請地を譲り受け、申請地と隣接する脇本〇〇番の宅地と一体利用して、新たな駐車場とするため申請するものです。

申請地は整地され、駐車場が整備されます。

申請地の雨水排水ですが、雨水は既存の排水溝により流水されます。

続きまして、整理番号4の案件を御説明いたします。

地図は9ページ及び10ページを御覧ください。

本件は、堆肥舎・駐車場・野外イベント場への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から北東約〇〇キロメートルの所です。

申請地は、農用地区域内の農地ですが、本件と同時に阿久根市長あて農用地区域からの除外願いが提出されており、この除外に伴う農用地利用計画変更については、本総会の諮問第12号で御審議いただいたところです。

除外後の申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市、赤瀬川に本社があります「〇〇〇株式会社」です。

申請譲受人は、阿久根市内の刈り草、落ち葉、廃棄野菜、廃棄される魚、一般家庭の生ごみ、飲食店から出る廃食油などの地域未利用資源といった動物・植物由来のものを材料とした完熟堆肥料培養土を製造するため申請するものであり、阿久根市がスローガンに掲げている「食のまち」のブランド化に寄与するため申請するものです。

堆肥のにおい等は天地かえしの時にするぐらいで、ほとんど発生しないとのことです。

申請地は整地され、堆肥舎・駐車場・野外イベント場が整備されます。

申請地の排水について、雨水は自然流下により流水されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

9番 尻無濱 俊幸 委員

委員 (尻無濱 俊幸)

議案第40号にかかる調査は、10月10日に、10番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1から4の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、緩衝地や土留め工事などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、調査結果は許可相当であります。

報告は以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (中野 和徳)

整理番号4については、先ほどの諮問第12号であった農用地区域の除外の所と思いますが、条件付きの許可となるのでしょうか。

事務局 (岩崎 展幸)

農用地区域の除外の許可が出てから、5条の許可となります。

委員 (中野 和徳)

本来であれば、農用地区域の除外の許可がなされた後の翌々月の総会あたりで提案されると思うところでありました。

事務局 (岩崎 展幸)

農用地区域の除外の許可が出てから、5条の許可を出すようにします。

議長 (田嶋 輝男)

他に、質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9、議案第41号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において、非農地と判断し、また、本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において、農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。

また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがいまして、本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 10、議案第 42 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第 42 号 令和 6 年農用地利用集積計画書第 10 号について説明させていただきます。

なお、本計画書の公告年月日は、令和 6 年 10 月 31 日となります。

まず、計画書の 1 ページから 4 ページになりますが、所有権移転に関して記載しており、今回は 6 件であります。

まず、整理番号 1 であります。資料の方は筆数が多くなった関係で 1 ページから 2 ページにわたっております。

譲受人は、桐野下区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は同じく桐野下区で〇〇さんの父親にあたる「〇〇 〇〇」さんで、田 5 筆 6,726㎡、畑 35 筆 40,749㎡、山林 3 筆 6,187㎡の計 43 筆、53,662㎡を果樹及び水稻の耕作を目的として、父親から子への贈与による所有権移転となっております。

なお、山林の 3 筆については登記簿上の地目で、現況は果樹が植栽されており、現況地目は畑となっております。

また、譲受人の「〇〇 〇〇」さんについては、今月 16 日に市で実施された家族協定調印式において、父親の「〇〇 〇〇」さんと共に式に出席し、新たに認定農業者の一員として認定されたものであります。

次に 2 番の譲受人は、山下馬場区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は大丸区の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 772㎡を水稻の耕作を目的として、売買による所有権移転となっております。

次に 3 ページになります。

3 番の譲受人は、桐野下区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は同じく桐野下区で〇〇さんの父親にあたる「〇〇 〇〇」さんで、田 3 筆 2,693㎡、畑 26 筆 19,104㎡の計 29 筆、21,797㎡を果樹及び水稻の耕作を目的として、父親から子への贈与による所有権移転となっております。

なお、譲受人の「〇〇 〇〇」さんについては、こちらも 16 日に市で実施された家族協定調印式において、父親の「〇〇 〇〇」さんと共に式に出席し、新たに認定農業者の一員として認定されたものであります。

次に 4 ページになります。

4 番の譲受人は、潟区で担い手農家の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は佐潟区の「〇〇 〇〇」さんで、畑 1 筆 731㎡を露地野菜の耕作を目的として、売買による

所有権移転となっております。

次に、5番と6番の譲受人は、下村区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、5番の譲渡人は脇本馬場区の「〇〇 〇〇」さんで田1筆546㎡を、6番の譲渡人は同じく脇本馬場区の「〇〇 〇〇」さんで田1筆589㎡を水稻の耕作を目的として、いずれも売買による所有権移転となっております。

以上が、所有権移転分であります。

次に5ページになります。

利用権の設定に関する総括表となっております。

今回は、新規が1件であり、設定の期間は10年間となっております。

次に、内訳を6ページに記載しておりますので、説明させていただきます。

整理番号1の借人は、出水市の認定農業者である「〇〇 〇〇」さん、貸人は同じく出水市で父親の「〇〇 〇〇」さんで、田1筆454㎡、畑8筆12,568㎡の計9筆13,022を10年間の使用貸借権設定となっております。

なお、同案件については、平成26年から農地法3条により10年間の使用貸借権設定がされておりましたが、期間満了に伴い今回基盤法により更新するものであります。

以上、所有権移転6件、利用権設定1件について説明させていただきました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

議長 (田嶋 輝男)

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもちまして、第16回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時32分

議事録署名日 令和 6 年 11 月 25 日

農業委員会会長 -----田嶋 輝男-----

議事録署名人 -----久保 秀幸-----

議事録署名人 -----樫八重 玲子-----

書 記 -----下脇 一博-----